

令和5年10月10日

第7回

玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉名郡玉東町農業委員会

令和5年度第7回玉東町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年10月10日（火） 午後1時30分～午後2時10分

2. 場 所 玉東町福祉センター 2階 研修室A

3. 出席委員（10名）

会 長 1 番 山野信也

会長職務代理者 7 番 鬼塚忠正

委 員 2 番 永田麻衣 3 番 坂口政文 4 番 徳山道也

5 番 清田伸一 6 番 上田佳子 8 番 清田 勇

9 番 前川政樹 10 番 小山省三

推進委員 田上政廣 大隅正信 清田耕士

4. 欠席委員（0名）

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第4 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

日程第5 議案第4号 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩川康幸 局長補佐 奥村佳織

事務局

ただ今から、令和5年度玉東町農業委員会第7回総会を開会いたします。
はじめに、山野会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

《挨拶》

事務局

ありがとうございました。

玉東町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、本日の出席者数は
全員出席のため（~~一名で過半数を満たしておりますので~~）、総会が成立
していますことを報告いたします。

また、同規則第4条の規定に基づき、会長が議長になり議事の進行を行
うこととなっております。それでは、会長、よろしくお願い致します。

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名者及び会議書記の指名をいたします。

本日の議事録署名者は9番前川委員と10番小山委員を、書記に事務局
の奥村局長補佐を指名します。

よろしく申し上げます。

議長

続きまして、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請
について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について

= 1頁、議案第1号について議案書をもとに朗読 =

それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は、みかんと梨の栽培をされており、今回、母親名義の畑を後継
者の息子さんへ贈与されるために申請されるものです。

申請地につきましては、4ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域と
の調和要件につきましてはすべてを満たしているものと考えます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。

4 番 徳山委員

現地は 30 年近く譲り受け人が管理されており、どの畑も荒れてはいませんので何の問題もありません。

議長

ただ今地区委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

議長

無いようですので、採決を行います。議案第 1 号について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第 1 号は、承認されました。

続きまして、日程第 3、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について 2 件上がっております。1 番について事務局より説明を求めます。

事務局

＝ 2 頁、議案第 2 号、1 番について議案書をもとに朗読＝
それでは詳細について説明いたします。

申請人は、平成 31 年に申請地に隣接する土地と倉庫を法人が購入し、現況の確認が不十分だったため、申請地の上にも倉庫の一部が建っていたのに気づかず使用しており申請地は無断転用の状態となっております。そのため、今回、顛末書を付け農地転用の申請をされるものです。

申請地は 5 ページをご覧ください。農地区分は、10ha 以上の農地の広がりがあるため第 1 種農地と判断しますが、不許可の例外で、隣接土地と一体的利用の要件を適用し許可相当であると考えます。

以上で議案第 2 号 1 番の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。

9 番 前川委員

事務局の説明のとおり問題はありません。

議長

ありがとうございました。ただ今地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進 清田委員

何の問題もありません。

議長

ただ今推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

議長

無いようですので、採決を行います。議案第2号1番について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第2号の1番は、承認されました。
続きまして、議案第2号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局

＝2頁、議案第2号、2番について議案書をもとに朗読＝
それでは詳細について説明いたします。

使用借人は、建設業を営んでおり現在の資材置場が手狭になり申請地を資材置場にしていたところ、農地転用の許可申請が必要なことを認識しておらずそのまま利用し、申請地は無断転用の状態となっておりました。そのため、今回、顛末書を付け農地転用の申請をされるものです。

申請地は6ページをご覧ください。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断します。この申請地の他に代わるような土地も周辺にないことから、許可相当であると考えます。

以上で議案第2号2番の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。

3番 坂口委員

現状、倉庫も建っており整地もされており資材も置いてありました。2回目の無断転用なので私の方からも早く申請書を出してくださいと促してようやく出されたところです。

議長

ありがとうございました。ただ今地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進 田上委員

無断転用以外は何の問題もありません。

議長

ただ今推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

議長

無いようですので、採決を行います。議案第2号2番について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長

賛成多数。よって議案第2号の2番は、承認されました。

続きまして、日程第4、議案第3号農地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

7ページです。(朗読)

8ページです。議案第3号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、玉東町長から令和5年9月25日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められているところでございます。

9ページをご覧ください。(総括表の説明)

10ページをご覧ください。

今回の申請は、農用地利用集積計画のうち、新規の利用権設定の賃借権が3件、期間満了による再設定の利用権設定の賃借権が11件、使用貸借権が1件です。面積は、田が10筆で13,961㎡、樹園地が11筆で23,293㎡です。

なお、対価の支払い方法等につきましては右側備考欄に記載のとおりであります。

次に、公社利用による所有権移転につきましては、12ページをご覧ください。今回は公社からの売り渡しで、樹園地が2筆で面積は2,870㎡です。

当事者、物件及び対価等は、そこに記載のとおりです。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります。

農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地の全てについて耕作を行うと認められ、農作業に常時従事し、対象農地を効率的に利用すると認められること。

対象農地の関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、何かご質問はありませんか。

議長

無いようですので、議案第3号、農用地利用集積計画の決定については(案)のとおり決定いたします。

議長

その他ですが、事務局から何かありますか。

事務局

・許可不要転用届

議長

それでは以上をもちまして、玉東町農業委員会第7回総会を閉会いたします。

閉会 午後2時10分

上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和5年10月10日

玉東町農業委員会会長

⑩

9番委員

⑩

10番委員

⑩